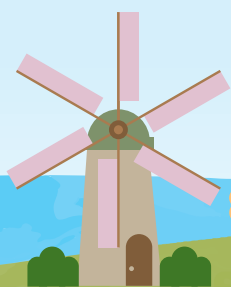


幼稚園・保育園等を利用する 3～5 歳児の無償化のご案内



お問い合わせ先

制度全般について

こども政策課 企画財務班 043-484-6139

申請手続きについて

こども保育課（給付認定申請） 入園管理班 043-484-6245

こども政策課（支給申請） 企画財務班 043-484-6139

障害児通所施設等の無償化について

障害福祉課 障害福祉サービス班 043-484-4153



保育料の無償化は施設・こ

1

私立幼稚園

(私学助成を受ける幼稚園)



満 3～5 歳児 保育料(入園料含む)が
月額 28,000 円まで無料

2

認定こども園

(幼稚園部分)

私立幼稚園

(施設型給付を受ける幼稚園)



満 3～5 歳児 保育料無料

保育を必要とする要件 (P5 参照) がある

はい



3 歳～5 歳児 預かり保育* も
日額 490 円まで無料
(月額 12,300 円が上限)

※満 3 歳児は住民税非課税世帯のみ対象
(月額 17,700 円が上限)

いいえ



預かり保育は無償化の対象外

* 幼稚園の教育時間の前後や、夏休み等の長期休業
期間中の預かりをいいます。

満 3 歳児 … 当年度の 4 月 1 日時点で 2 歳、その年度内に
誕生日を迎えて 3 歳になったこども

3 歳児 … 当年度の 4 月 1 日時点で既に 3 歳のこども

無償化の対象とならない 費用があります

制服代、バス送迎費、行事費、給食費、
保育園の延長保育料などは無償化の
対象となりませんので、保護者の実費
負担となります。

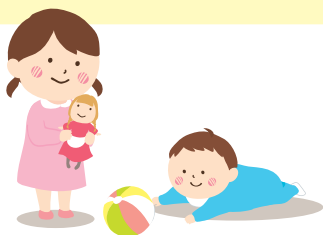


どもの年齢によって異なります

3

保育園

認定こども園
(保育園部分)



3～5 歳児

保育料無料

0～満3 歳児

住民税非課税世帯のみ
保育料無料

4

左記①②③に
在園せずに
下記施設・事業を
利用している

A

認可外保育施設※

B

一時預かり事業

C

病児・病後児保育

D

ファミリーサポート
センター



保育を必要とする要件 (P5 参照) がある

はい



A～D の利用料を合算して

3～5 歳児

40,300 円／月まで無料

0～満3 歳児

住民税非課税世帯のみ
月額 45,700 円／月まで無料

いいえ



A～D は無償化の対象外

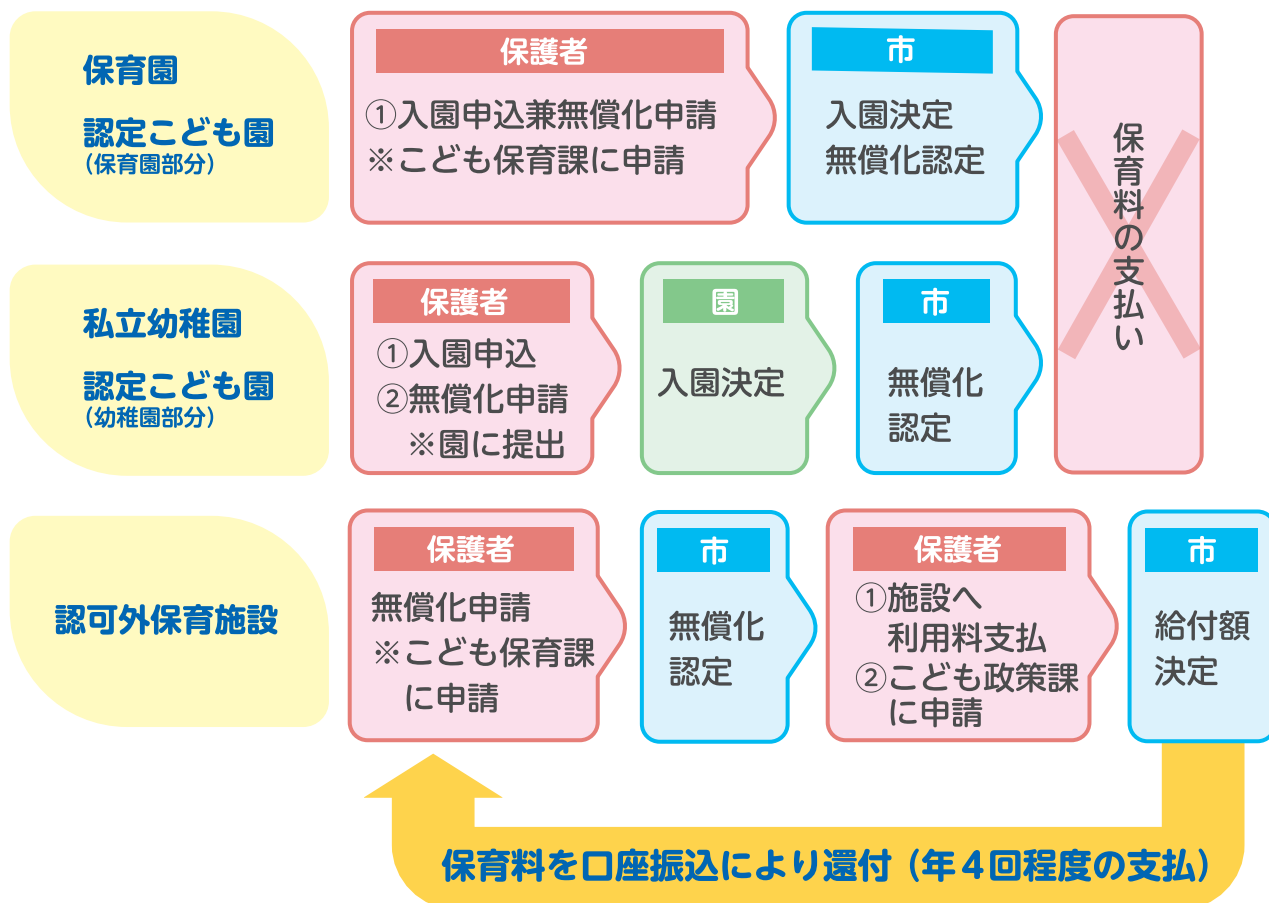
※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の
証明書の交付を受けている施設のみ
無償化の対象となります。

障害児通所施設等を利用する場合

- 就学前の障害児の児童発達支援(いわゆる障害児通所施設等)を利用することについて、3～5 歳児の利用料は無料です。
- 幼稚園・保育園、認定こども園、認可外保育施設等と障害児通所施設の両方を利用する場合は、両方とも無料です。
- 初めて障害児通所を利用する場合の申請については障害福祉課にお問い合わせください。

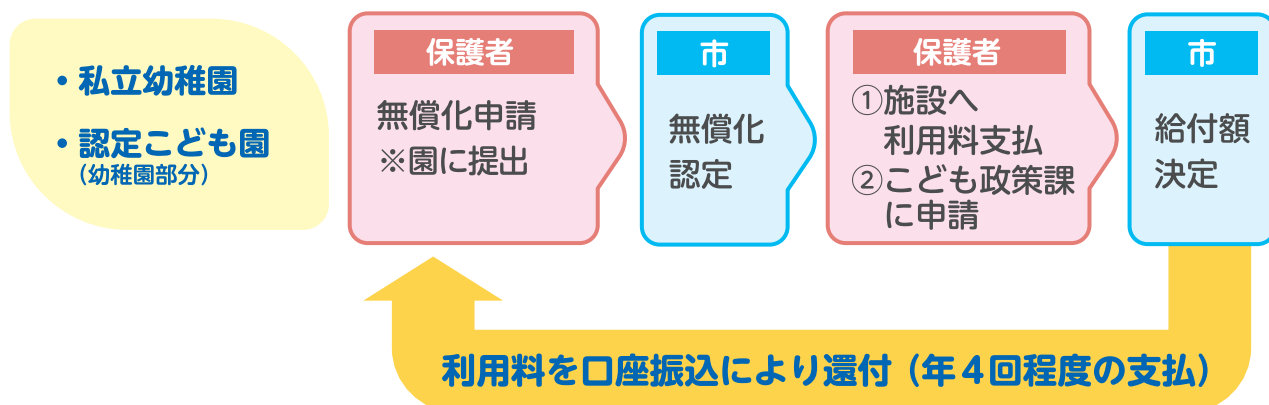
無償化のためには、事前に

保 育 料



幼稚園等の預かり保育の利用料

無償化の対象となる場合は、利用料は幼稚園等にお支払いいただき、その後、給付申請書を市に提出し、口座振込により還付いたします。



手続きが必要です

一時預かり事業等の利用料

- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育
- ・ファミリーサポートセンター

保護者

無償化申請
※こども保育課に申請

市

無償化
認定

保護者

- ①施設へ
利用料支払
- ②こども政策課
に申請

市

給付額
決定

利用料を口座振込により還付（年4回程度の支払）

給食費

3～5歳児クラスの給食費は、行事費等と同様に保護者の実費負担となります。
（公立園は市へ、私立園は在園する園にお支払い）

※保育園、幼稚園、認定こども園に在籍する子で、年収360万円未満相当の世帯や多子世帯については、給食費の免除・給付制度*があります。

対象となる方には、世帯収入等により算出後、市から通知をいたします。

*免除・給付となる金額には上限があり、免除額を超えた分についてはお支払いいただく必要があります。

給食費免除・給付の流れ

保育園

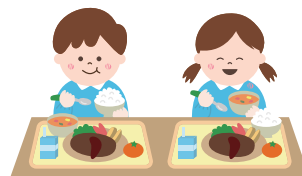
認定こども園
（幼稚園・保育園部分）

市

対象者へ免除の
お知らせを通知

保護者

- ①園へ給食費支払
- ②こども政策課に
免除申請



私立幼稚園※

※幼稚園によって
手続きの流れ
（免除・給付）が
異なります。

市

対象者へ給付の
お知らせを通知

保護者

- ①園へ給食費支払
- ②こども政策課に
給付申請

市

給付額決定

給食費を口座振込により還付（年2回程度の支払）

保育を必要とする要件とは

保育を必要とする要件とは、次のいずれかに該当することを指します。

要 件	条 件
就 労	月 13 日以上 かつ 1 日 4 時間以上(休憩は含まない)の就労 ※正社員、パート、アルバイトなどは問いません
出 産	出産予定日を中心に前後 2 か月間、計 5 か月間のみ
疾 病	入院や通院加療、心身障害等
看護・介護	病気や障害等を持つ親族の看護・介護
就 学	学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学
育児休業	育児休業を取得した場合 ※無償化の対象は産まれた子ではなく、在園中の上の子 ※期間は就労証明書に記載された期間 (最長は産まれた子が 1 歳になる年度の 3 月末まで)
求職活動	4 か月間のみ

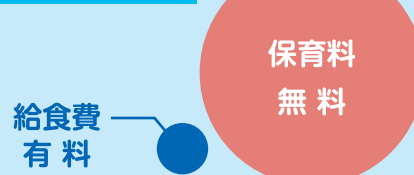
給食費の取扱いについて

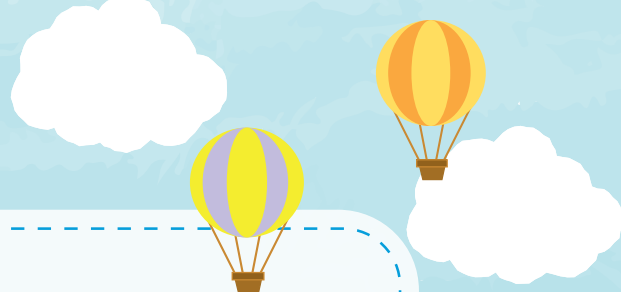
- 3 ～ 5 歳児クラスは保護者の実費負担となります。金額や支払方法については、施設によって異なります。
- 0 ～ 2 歳児クラスの方は、保育料に給食費が含まれています。

0 ～ 2 歳児クラス



3 ～ 5 歳児クラス





よくある質問

Q 保育要件を満たす場合は、申請をすれば幼稚園の預かり保育の利用料が無償化となると聞いたのですが、正社員でなくても要件を満たしますか。(例：週3日程度のアルバイト)

A 雇用形態は問いません。月13日以上かつ1日4時間以上の条件を満たしていれば保育を必要とする就労に該当します。
保育要件の詳細は、5ページをご覧ください。
また、預かり保育の利用料のすべてが無料にはなりません。
利用日数に日額単価 490 円を乗じて計算した支給限度額（上限 12,300 円）と実際に支払った利用額を月毎に比較して、少ない方が補助額となります。
(例) 利用日数(15 日) × 日額単価(490 円) = 7,350 円…A
預かり保育の利用料 10,000 円…B
A と B を比較して少ない 7,350 円(A) が補助額

Q 就労などの保育要件を満たさない場合でも幼稚園の預かり保育は利用できますか。

A 利用できます。ただし、利用料は保護者負担となります。

Q 幼稚園のプレスクール（満2歳児対象）の利用料は無償化の対象ですか。

A プレスクールは対象になりません。

Q 無償化が開始されたら、保育料は園に支払う必要はなくなりますか。幼稚園の預かり保育の利用料はどうなりますか。

A 幼稚園※、保育園、認定こども園の場合は、保育料の支払いはなくなります。
※私学助成を受ける幼稚園は、月額28,000円を超える保育料の支払いは必要です。
預かり保育の利用料については、無料となる場合でも、一旦支払いが必要です。給付申請書を提出することで、補助額が口座振込で還付されます。



よくある質問

Q 認可外保育施設※、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターは、どのような時に無償化の対象となりますか。

A 幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3～5歳児クラスの子（または住民税非課税世帯の3歳未満の子）が、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となります。利用する前に市役所へ申請が必要です。

Q 1歳の子で、一時預かりのみ利用しています。住民税非課税世帯に限り無償化の対象と聞きましたが、該当するかわかりません。どうしたらよいですか。

A 市または勤務先より通知された市民税決定通知書でご確認ください。住民税非課税世帯に該当するか不明な場合は、当該年度の1月1日に住民登録している市町村の住民税担当部署へお問い合わせください（佐倉市の場合は市民税課）。
また、住民税非課税世帯であったとしても、保育要件を満たさない場合は、無償化となりません。保育要件の詳細は、5ページをご参照ください。

Q 市外の幼稚園、保育園等に通っていますが、無償化の対象となりますか。

A 市外の幼稚園等に在園している場合であっても、佐倉市に住民登録されている場合には、無償化の対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料と認可外保育施設※の保育料の無償化を受けるためには、佐倉市役所へあらかじめ申請が必要です。

Q 現在、勤務先の託児所を利用しながら就労しています。無償化の対象となりますか。

A その託児所が、認可外保育施設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設であれば、無償化の対象施設です。
届出の有無については勤務先にご確認ください。

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設のみ無償化の対象となります。